

# 令和５年度事業計画

## I 基本方針

我が国は、少子高齢化の進行に伴い、高齢化率が令和３年に２８．９％に達し、令和４７年には、約２．６人に１人が６５歳以上、約３．９人に１人が７５歳以上になると推計されています。また、高年齢者の就業率は、平成２３年と比較すると令和３年では、６０歳から６４歳で１４．４ポイント、６５歳から６９歳で１４．１ポイント、７０歳から７４歳で９．８ポイント伸びています。

このように超高齢化社会となり、高年齢者の就業意欲が旺盛な状況において、令和３年４月から施行された７０歳までの就業確保を事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法を踏まえ、高年齢者の就業促進施策が推進されていくことから、シルバー人材センターを取り巻く環境は一層厳しくなっています。

こうした中、働く意欲と能力のあるすべての高年齢者が社会の担い手として活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、高年齢者の「居場所」と「出番」を提供するシルバー人材センターの果たすべき役割は、ますます重要となっています。

当センターとしましては、こうした諸情勢を踏まえたうえで、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、多様な就業機会の確保と拡大に一層積極的に取り組むとともに、高年齢者の社会参加や地域の活性化に貢献するシルバー人材センター事業に対する地域社会の理解を深めるなど、会員になりたいと思える魅力ある組織づくりに努めてまいります。そして、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、会員一人ひとりが「輝くシルバー（生きいき高年齢者）」となり、「豊かな人材（豊富な知識・経験）」をより多くの市民の皆様に利用していただくために、シルバー人材センターが「活力あるセンター（にぎやかに集う所）」として広く認知され、地域から信頼される存在で有り続けることを目指します。

今後とも、倉敷市をはじめ関係機関、民間事業所及び市民の皆様の御理解と御支援をいただきながら、地域社会の期待に応えることのできるシルバー人材センターとして、さらなる充実・発展を目指し、会員及び役職員が一丸となり、次の事業を推進してまいります。

## II 事業実施計画

### 1 シルバー人材センター事業の普及啓発及び広報活動

あらゆる機会をとらえて、市民、企業・事業所及び地域社会にシルバー人材センター事業を広く周知し、事業の拡大・発展を図ります。

- (1) 市広報紙及び市の封筒裏面の活用並びに各報道機関への情報提供
- (2) 公共施設へのポスター掲示、デジタルサイネージによる画像等の配信、パンフレット等の配布、路線バスの車両広告、倉敷商工会議所会報への広告掲載、ホームページ等による普及啓発及び情報発信
- (3) ラジオ番組に毎月1回出演による情報発信
- (4) 「シルバーの日」を中心に開拓委員及び役職員によるパンフレット等の配布を行う街頭キャンペーンの実施
- (5) 地域イベントへの出店参加
- (6) 倉敷市役所（本庁、各支所）庁舎内での事業拡大キャンペーンの実施
- (7) 「手づくりの店」の運営
- (8) 地域社会への貢献の一環として、奉仕作業、地域ボランティアへの参加及び福祉施設等への慰問

### 2 会員の増強

退会会員の減少に努めるとともに、新規会員の加入促進を積極的に推進します。会員数は、1,529名を目指します。

- (1) 会員による新規入会への積極的な勧誘
- (2) 毎月の入会説明会及び入会登録会に加え、市内各地域での説明会の開催等柔軟な対応
- (3) ホームページにおけるオンライン入会説明会の開催
- (4) 倉敷市役所（本庁・支所）、図書館、公民館、憩の家、公共職業安定所等への入会説明資料等の設置
- (5) 説明会日程のホームページへの掲載
- (6) 同好会活動により会員の連携を図り退会を防止
- (7) 新規会員及び未就業会員の早期就業に向けた迅速な就業情報の提供
- (8) 「親切・丁寧・誠実」な就業及び「質の高いサービス」の提供によるシルバー人材センター事業の周知
- (9) 女性会員の入会促進のため、女性に特化した広報活動の展開
- (10) 会員が高年齢になっても、社会参加及び地域活動ができるような体制づくりの検討

- (11) 一般市民も受講可能な講習会を開催し、会員と一般市民とのふれあいの場を提供することによる会員勧誘の推進

### 3 就業機会の確保及び拡大

就業機会の確保及び拡大はシルバー事業の根幹です。受注件数及び受注金額は、社会経済状況の変化に大きく左右されますが、継続契約者及びリピーターを大切にしながら、新たな発注者の開拓に最大限取り組みます。

受注件数は、年間12,096件、受注金額は、626,861千円を目指します。

- (1) 「皆で開拓、皆で就業」がシルバー事業の基本です。会員一人ひとりが就業開拓に努め、受注の拡大を図ります。そのためには、会員一人ひとりが発注者及び市民に対し、「親切・丁寧・誠実」な就業により、「質の高いサービス」を提供し、発注者の満足度の向上に努めます。
- (2) 就業機会創出員、地域班長等による企業及び家庭への訪問活動を実施します。
- (3) 役職員による企業・事業所への訪問活動及び街頭キャンペーンを実施します。
- (4) 高齢者及び一人暮らし世帯の日常生活をより臨機応変にサポートする「シルバーレンジャー隊」の活動を充実し、就業の拡大を図ります。
- (5) 発注者からの仕事を引き受けるだけでなく、会員自らが経験や地域の特性を活かして、独自の創意工夫により新たな就業の創出に努めます。
- (6) 介護、生活支援、子育て分野等に重点を置いた研修を体系的に実施することにより、会員の知識及び技術の向上を図ります。
- (7) 就業機会の安定的な確保並びに知識や経験を生かした施設の管理及び住民サービスを提供することにより、活力ある社会づくりに寄与するため、積極的に指定管理者制度への参加を推進します。

### 4 安全・適正就業の推進

#### ・安全就業

「安全はすべてに優先する。」安全就業は、シルバー事業の最優先課題であるため、常に『事故ゼロ』を目指します。

- (1) 傷害事故及び損害賠償事故を防止するため、「安全就業基準」の遵守徹底等、組織をあげて取り組むとともに、「安全ニュース」等を通じ、就業中の事故だけでなく、就業途上における交通事故防止及び健康管理に会員の意識高揚を図ります。

- (2) 安全・適正就業委員等による就業現場の安全パトロール、各種安全講習会等の実施により、会員の安全対策に努めます。
- (3) 万一、事故を起こした会員に対しては、「事故取扱基準」に基づき、イエローカードの発行、就業停止等の措置を講じることにより事故の再発防止に努めます。

#### ・適正就業

- (1) 法令遵守の徹底による適正就業を図るとともに、請負又は委任での受注ができない場合は、労働者派遣事業又は有料職業紹介事業で取り扱います。
- (2) 会員に公平・適切な就業機会の提供を実施するよう、「就業の基準に関する要綱」に基づいて、ローテーション就業の促進、長期就業の解消等のワークシェアリングを推進します。

### 5 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の促進

会員の多様な働き方の選択肢及び就業機会を拡大するため、「請負・委任」では出来ない、発注者である企業等の指揮命令による就業又は社員との混在就業も可能な派遣事業をさらに促進します。また、労働者派遣法に規定する「同一労働同一賃金」に係る手続きを遵守します。

### 6 子育てママと高齢者等の生活介護支援事業の実施

子育てママの育児支援、高齢者等日常生活サポート事業、福祉施設等への手芸等の出前講座等を実施します。

そのため、社会福祉協議会等の福祉団体と連携するとともに、子育て、介護、調理等の講習会を実施し、会員の知識、技術及び就業意欲の向上を図り、発注者が心身ともに健康な生活を送るための支援を実施します。

### 7 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の促進

少子高齢化が急速に進展する中、全国的に人手不足が社会全体の課題となっており、サービス業等の人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓及びマッチングを図り、高齢者の活躍を推進します。

### 8 有料職業紹介事業の実施

企業等の要請により、「雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業」について、これらを希望する高齢者を対象に有料での職業紹介を実施します。

## 9 ボランティア活動による地域貢献

シルバー人材センター事業の目的でもある地域貢献として、会員による地域の清掃、剪定等の奉仕活動及び会員有志による施設等への慰問を実施します。

## 10 事業運営の強化

シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」の実現に向け、会員参加の自主運営組織としての地域班及び職域班、専門委員会並びに理事会の機能強化等、組織の活性化を図ります。

また、デジタル化による事務処理の効率化及び事務局職員の資質向上を図り、効果的な事業運営及び健全な財政運営に努め、適正に公益社団法人を運営してまいります。

さらに、昨年度採用した顧問弁護士を活用することによりコンプライアンスの徹底を図ります。